

【同時発表記者クラブ】
四国地方整備局、九州地方整備局、
高知県、愛媛県、佐賀県

平成21年2月9日
国土交通省河川局

渡川・六角川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の2水系の河川整備基本方針の策定につきましては、河川法第16条第3項に基づき、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求め、同審議会から河川分科会に付託されました。その後、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において審議を行ったのち、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て平成21年2月9日付けで、河川整備基本方針を策定し、同日付で官報に公表されることとなりました。

記

問 い 合 わ せ 先

国土交通省河川局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 矢崎 剛吉
代表03(5253)8111 直通03(5253)8445 内線 35372

＜渡川・六角川の河川整備基本方針の概要＞

平成9年に河川法が改正され、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズに的確に応えるため、制度を見直し、それまでの工事実施基本計画に代え、新たに、河川整備の基本となるべき方針に関する事項『河川整備基本方針』と具体的な河川整備に関する事項『河川整備計画』に区分されました。

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、環境等に関する河川管理の長期的な方針を、総合的に定めるものであり、河川整備の基本となるべき事項等を定めます。

今回策定した2水系についても、各水系の地形、降雨、環境等の特性を踏まえた治水・利水・環境に関する整備の方向性を示しています。

【河川整備基本方針・河川整備計画について】

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html

【社会資本整備審議会河川分科会について】

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/index.html

今回策定する2水系の河川整備基本方針の主な特徴的内容は次のとおりです。

● 渡川水系(流域面積 2,186km²、幹川流路延長 196km)

四方十川は、その源を高知県高岡郡津野町の不入山(標高1,336m)に発し、南に流れ、高岡郡四方十町窪川において流れを西に向け、四方十町大正において禰原川を合流し、四方十市西土佐において再び流れを南に転じ、広見川、自黒川、黒尊川の支川を合わせ、四方十市佐田より中村平野に入り後川及び中筋川を合わせ太平洋に注いでいる。

その流域は、高知、愛媛両県にまたがり、四方十市など3市7町1村からなり、JR土讃線、JR予土線、土佐くろしお鉄道、国道56号などの基幹交通施設の他、高規格道路である中村・宿毛道路及び四方十川沿いに並行している国道441号が整備中であり、高知県西部と愛媛県を結ぶ交通の要衝となっている。流域内には自然豊かな滑床溪谷を有する足摺宇和海国立公園や日本三大カルストの一つである四国カルスト県立自然公園等の豊かな自然環境・河川景観に恵まれている。また、流水は水力発電のほか、農業用水や水道用水として利用されている。このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

渡川水系の治水事業は、昭和4年に直轄河川改修事業に着手し、河道掘削、堤防の新設、背割堤の整備等を実施した。昭和39年の新河川法施行に伴い、昭和40年に一級水系に指定され、同年に工事实施基本計画を策定した後、昭和58年、平成6年に計画を改定した。中筋川では平成10年に中筋川ダムが完成したものの、その後も2～3年に一度は国道が冠水する等治水安全度が低く、河川改修と横瀬川ダム建設が急がれたことから、平成13年に中筋川河川整備計画を策定し、平成15年に横瀬川ダム建設に着手している。

このような状況を踏まえ、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させるため、瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口干潟等、四方十川の豊かな河川環境や景観に十分配慮しながら、堤防の新設・拡築、河道掘削等により河積を増大させるとともに護岸等を整備する。また、河道で処理できない流量については、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。さらに、堤防の詳細な点検結果を踏まえ、堤防の質的安全性確保のための対策を実施する。河道掘削等による河積の確保や護岸の整備にあたっては、河道の維持、多様な動植物の生息・生育・繁殖する良好な河川環境、河川景観等の保全、河川利用等に配慮する。

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域住民と四方十川との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、四方十川の流れが生み出す良好な河川景観を保全し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境を保全及び再生し、次世代に引き継ぐよう努める。四方十川上

流部では、アマゴやモクズガニ等が生息・繁殖する自然豊かな溪流環境の保全、四万十川中流部では、アユカケやテナガエビ等が生息・繁殖する瀬・淵環境等の良好な河川環境の保全に努める。四万十川下流部では、アユの産卵場となる瀬、ヨドシロヘリハンミョウ等の昆虫類やハクセンシオマネキ等の底生動物にとって重要な生息・繁殖環境となっているヨシ帯や干潟環境の保全に努める。また、アカメ等の仔稚魚の生息場となっているコアマモや四万十川を代表する水産資源であるスジアオノリの生育環境の保全等に努める。後川では、ヒナイシドジョウ等の魚類の生息・繁殖環境である瀬の保全、中筋川では、ヒメナミキ、ヨコミゾドロムシ、セスジイトンボ等が生育・生息・繁殖する湿地環境の保全に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、四万十川においては広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。後川においては広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。中筋川においては水資源開発施設の整備や既存施設の有効活用を図るとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

四万十川の基本高水のピーク流量は、基準地点具同において $17,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。このうち流域内の洪水調節施設により $3,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $14,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

後川の基本高水のピーク流量は、基準地点秋田において $2,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、全量を河道に配分する。

中筋川の基本高水のピーク流量は基準地点磯ノ川において $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とする。このうち流域内の洪水調節施設により $350\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $850\text{m}^3/\text{s}$ とする。

●^{ろっかく}六角川水系（流域面積 341 km²、幹川流路延長 47km）

六角川は、その源を佐賀県武雄市山内町の神六山（標高 447m）に発し、武雄川等の支川を合わせて低平な白石平野を蛇行しながら貫流し、下流部において牛津川を合わせ有明海に注いでいる。

その流域は、佐賀県のほぼ中央に位置し、関係市町数は 3 市 3 町からなり、沿川には九州横断自動車道をはじめ、国道 34 号、国道 203 号、JR 長崎本線、JR 佐世保線等の基幹交通施設に加え、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、長崎新幹線が整備中であり、交通の要衝となっている。下流部の白石平野では稲作が盛んなほか、近年では、たまねぎ・れんこんの国内有数の生産地として知られ、また、流域内の武雄市では、温泉を核とした観光産業が盛んであり、この地域の社会・経済・文化の基盤を成している。

六角川流域は、脊振・天山山系、神六山等に連なる丘陵性山地に囲まれ、中・上流部は、山地部と細長い平地で形成され、下流部は、古くからの干拓によって形成された白石平野が広がっており、これら低平地帯を大きく蛇行しながら流下し、有明海の湾奥部特有の大きな干満差の影響が河口から約 29km 付近にまで及んでいる。このようなことから、流域面積の約 6 割が内水域となっており、白石平野をはじめとする低平地帯では、内水排除が困難であり、古くから内水による浸水被害が頻発している。一方で、地形上、河川水の利用が困難であることから水不足を補う地下水の過剰取水が行われたため、一時は白石平野を中心として、累積で最大約 1 m もの著しい地盤沈下が生じ、家屋の浮き上がり、水道管の破断等が発生し、社会的な問題となっていた。

六角川における治水事業の歴史は古く、佐賀藩の家老成富兵庫茂安が江戸時代（17 世紀前半）に始めたとされる。近代の本格的な治水事業は、昭和 11 年から中小河川改修事業として、佐賀県が牛津川の築堤等に着手したことに始まり、昭和 41 年には一級水系に指定に伴い、工事実施基本計画が策定された。その後、流域の社会的、経済的発展に鑑み、昭和 45 年に工事実施基本計画を改定し、堤防の新設及び拡築、高潮対策として六角川河口堰の建設や高潮堤防の整備等を実施してきたものの、昭和 55 年 8 月や観測史上最大となった平成 2 年 7 月の洪水では、甚大な被害が発生したため、激甚災害対策特別緊急事業を採択し、堤防等の整備、排水機場の新設、牟田辺遊水地等の整備を緊急に実施した。

このような状況を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、支川を含めた水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させるため、河口堰の運用形態の変更に伴い、感潮区間におけるガタ土掘削が困難な中で、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の整備、河道掘削、ヨシ原や樹木伐開等を行うほか、河道で処理できない流量については、遊水機能を活かした洪水調節施設により対応を図るとともに、内水ポンプの運転調整による対応を検討し、計画規模の洪水を安全に流下させる。その際、ポンプの運転調整の検討に合わせて、家屋の嵩上げ等の内

水被害を最小限にとどめるための流域対策を検討するとともに、実施にあたっては住民との合意形成や関係機関と連携・調整を図り、土地利用状況や地域発展も配慮し、効率的かつ効果的に行う。

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの地域の人々と六角川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、六角川の独特な流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観や、多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境を保全及び整備し、次世代に引き継ぐよう努める。六角川中・上流部においては、オイカワやカワムツ等が生息・繁殖する瀬・淵、サギ類等の休息場等となる河畔林の保全に努める。六角川下流部においては、一部区間において、河川改修によりヨシ原等の伐開を行うため、治水上可能な範囲でヨシ原等の保全に努める。また、エツやワラスボ等の有明海特有の魚類やギンブナ等の淡水魚が混在して生息・繁殖する汽水域、ハラグクレチゴガニ等が生息する干潟、オオヨシキリ等の繁殖・採餌場となっているヨシ原、稚魚の成育場となっている江湖の保全に努める。河口部においては、ムツゴロウ、シオマネキが生息し、シギ・チドリ類やカモ類など渡り鳥の中継地、越冬地である干潟及びシチメンソウ、ヒロハマツナ等塩生植物が生育する干潟背後の湿地環境の保全に努める。また、六角川の汽水域と有明海域の生物相に連続性があることも踏まえ、魚類等の生息環境の保全に努める。牛津川中・上流部においては、オイカワ、カマツカ、カゼトゲタナゴ等が生息する瀬・淵、サギ類の休息場等となる河畔林、ツルヨシが繁茂する水辺について、治水面との調和を図りつつ可能な限り保全に努める。また、水域の縦横断的な連続性を確保し、エコロジカルネットワークの形成に努める。牛津川下流部においては、一部区間において、河川改修によりヨシ原等の伐開を行うため、治水上可能な範囲でのヨシ原等の保全に努める。また、エツやワラスボ等の有明海特有の魚類やギンブナ等の淡水魚が混在して生息・繁殖する汽水域、ハラグクレチゴガニ等が生息する干潟、オオヨシキリ等の繁殖・採餌場となっているヨシ原、稚魚の成育場となっている江湖の保全に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

六角川の基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準地点住ノ江橋^{すみのえ}において $2,200\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設等により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。